

規制改革推進3か年計画（改定）（一部抜粋）

平成14年3月29日
閣議決定

IV 分野別措置事項

12 危険物・保安関係

(1) 危険物・保安分野の基本方針

消費者、労働者等の安全・健康の確保、災害の防止、環境の保全等を目的とする危険物・保安関係の規制については、安全性の確保を第一に考慮しつつ、科学技術の進展や社会経済情勢の変化等に対応してどのように効率的に安全の確保を実現するかという観点を基本とした見直しを通じて必要最小限のものとし、国民に過大な負担や制約をもたらすことのないようその軽減を図る。

(2) 危険物・保安分野の重点事項

① 保安四法の性能規定化・自主検査化の推進

（略）

② その他関係規制の見直し

上記の措置を講ずるほか、保安四法等の規制について、最近の技術進歩等の状況を踏まえ、安全性を損なわないことを前提として、消費者、事業者の負担を軽減する観点から、技術基準等の緩和等を図る。

オ 消防法関係

〈事項名〉

⑪ タンクローリーに関する規制緩和（総務省）

〈措置内容〉

移動タンク貯蔵所（タンクローリー車）について、欧米の輸送実態の検証等を行い、積載物の種類や容量の制限、タンクの構造強化等により、安全性を損なわないことを条件に、間仕切及び防波板の設置義務の緩和・撤廃の可否について検討する。

カ その他

〈事項名〉

⑤ 危険性物質輸送時の運転要員の確保方策（厚生労働省）

〈措置内容〉

安全性を損なわないことを前提に、2人乗車規制等毒物及び劇物取締法に基づく運転要員の確保方法の在り方を見直す。

（了）